

新人医師応援奨学金制度 〈令和5年度募集要項〉



社会福祉法人 恩賜財団 済生会今治病院

目次

1. 目的	1
2. 制度の特徴	1
3. 貸与対象者	1
4. 募集人数	1
5. 奨学金の貸与額と期間	1
6. 申請に必要な書類	1
7. 募集期間・申請書類の提出方法	2
8. 貸与の決定	2
9. 連帯保証人	2
10. 奨学金の返還免除	3
11. 奨学金の返還	3
12. 奨学金の返還猶予	4
13. 貸与の停止	4
14. 奨学金の交付手続き	4
15. 問い合わせ先	4
参考資料	5
申請から貸与までの流れ	5
貸与開始から貸与終了まで	6
新人医師応援奨学金制度に関するQ & A	7

1.目的

この制度は、将来医師として当院にて研修する意志があり、真摯に医療に取り組もうとする医学生の方に対し、修学上必要な資金を貸与することにより、当地における地域医療の充実を図ることを目的としています。

2.制度の特徴

対象者は、「将来、当院にて初期研修（大学のたすきがけ研修含む。）を受ける意志がある方」、また「初期研修終了後、一定期間、当院にて医師業務に従事する意志のある方」であれば、愛媛県民の皆様のみならず、全国の方々も対象とします。

奨学金の貸与期間と同じ期間、当院にて勤務すれば返還を免除されます。

3.貸与対象者

国内の大学（自治医科大学を除く。）の医学部で医学を専攻する学生で、将来医師として済生会今治病院で初期研修を受ける意志が有る方を対象とします。令和5年4月に入学の方（新入生）だけでなく、1年生以上の在学中の方も応募できます。

※出身地や出身大学は問いません。

※他の医療機関に勤務することにより奨学金の返還が免除されるなど、勤務条件のある同種の奨学金等を受けている方は貸与の対象となりません。

4.募集人数

1学年 1～3名程度

※基幹型研修医募集定員枠数の増減により増減します

※基本は5年生以下を募集しますが、募集定員枠に空きがあれば6年生の応募も可能です。気軽にお問合せください。

5.奨学金の貸与額と期間

月額15万円貸与しますので、年額では180万円です。1年生から6年間継続して貸与を受けたとすると合計額は1080万円になります。さらに必要な場合は相談を受け対応します。

貸与期間は原則1年生から大学を卒業するまでの正規の修業期間（6年間）とします。

6.申請に必要な書類

奨学金の貸与申請をする際、次の書類を提出してください。

- (1) 奨学金貸与申請書（別紙第1号）
- (2) 在学する大学の学長又は学部長の奨学金貸与者推薦調書（別紙第2号）



- (3) 在学証明書
- (4) 学業成績証明書
- (5) 戸籍抄本
- (6) 住民票
- (7) 履歴書（様式任意、写真添付のこと）
- (8) 小論文（A4 横書き、800 字程度）

※申請書類（別紙等）は、当院ホームページ内、初期臨床研修医募集の新人医師応援奨学金制度ページよりダウンロードできます。

7.募集期間・申請書類の提出方法

【募集期間】

令和5年4月1日～令和5年9月30日まで募集しております。

募集人員に満たない場合は、この期間を過ぎても随時受け付けておりますのでご連絡ください。

【提出方法】

申請に必要な書類を提出期間内に臨床研修センター宛に持参又は郵送にてご提出ください。郵送の場合は、トラブル防止のため簡易書留等で郵送してください。（令和5年9月30日消印有効）

【提出先】

〒799-1592 愛媛県今治市喜田村7丁目1番6号
社会福祉法人^{思隣}済生会^{財団}今治病院 臨床研修センター

※提出された書類は、新人医師応援奨学金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。また、提出された書類は返却しません。

8.貸与の決定

当院において提出された書類および面接により決定し、その結果を申請者に文書で通知します。

9.連帯保証人

申請には連帯保証人2名が必要です。

連帯保証人は、奨学金を貸与する本人の両親またはこれに準ずる者を連帯保証人として充てることができます。



10.奨学金の返還免除

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還債務を免除します。

- (1) 医師免許証取得後、初期臨床研修を開始した月から起算して奨学金の貸与期間の2倍に相当する期間を経過するまでの間に、病院の医師として業務に従事した期間（これらの期間を以下、「勤務期間」という。）が貸与期間に達したとき。
- (2) 勤務期間内に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

- 6年間貸与を受けた場合

済生会今治病院で2年間初期臨床研修を行い、その後4年間常勤医師として勤務

- 5年間貸与を受けた場合

済生会今治病院で2年間初期臨床研修を行い、その後3年間常勤医師として勤務

- 4年間貸与を受けた場合

済生会今治病院で2年間初期臨床研修を行い、その後2年間常勤医師として勤務

- 3年間貸与を受けた場合

済生会今治病院で2年間初期臨床研修を行い、その後1年間常勤医師として勤務

- 2年間貸与を受けた場合

済生会今治病院で2年間初期臨床研修を行う

- 1年間貸与を受けた場合

済生会今治病院で1年間初期臨床研修を行う

※初期臨床研修は、厚労省が定める研修医募集定員枠の人数に制限があることから、原則として当院で初期臨床研修を行います。例外として大学たすきがけ研修となる場合があります。

※当院の都合により大学たすきがけ研修で初期臨床研修を行った場合は、大学での研修期間は当院で勤務したものとして取り扱います。また給与の差額分等の支給については奨学生本人と協議のうえ決定します。

11.奨学金の返還

(1) 返還

奨学生は次のいずれかに該当するときは奨学金を返還してください。

- ① 奨学金の貸与が停止されたとき。（「13.貸与の停止」参照）
- ② 正当な理由なく、大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- ③ 正当な理由なく、医師免許取得後、初期臨床研修を開始しないとき。

(2) 返還時期と利息

原則として貸与金を返還する理由が生じた日の属する月の翌月から3ヵ月以内に、



返還すべき額の全額を一括返還しなければなりません。その際の金利は年 5%の割合で計算した金額を返還利息として支払わなければなりません。

(3) 延滞利息

正当な理由なく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、延滞金額につき年 7.25%の割合で計算した金額を延滞利息として支払わなければなりません。

12.奨学金の返還猶予

災害、疾病等その他やむを得ない理由で返還が困難な場合、申し出をすれば返還を猶予することができます。

13.貸与の停止

奨学生が、次のいずれかに該当するに至ったときは奨学金の貸与を停止します。

- (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- (2) 大学を退学したとき。
- (3) 学業途中において、停学又は留年、休学等（傷病等やむを得ない理由除く）奨学生としての適正を欠き、奨学生を取り消されたとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他、奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

14.奨学金の交付手続き

奨学金の決定を受けた方は、下記の書類を臨床研修センターへ提出してください。

- (1) 貸与契約書（別紙第 3 号）…2 通
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書 …2 名分
- (3) 本人名義の振込口座願（別紙第 5 号）

本要項に記載されていない細部については、済生会今治病院新人医師応援奨学金制度規程によります。

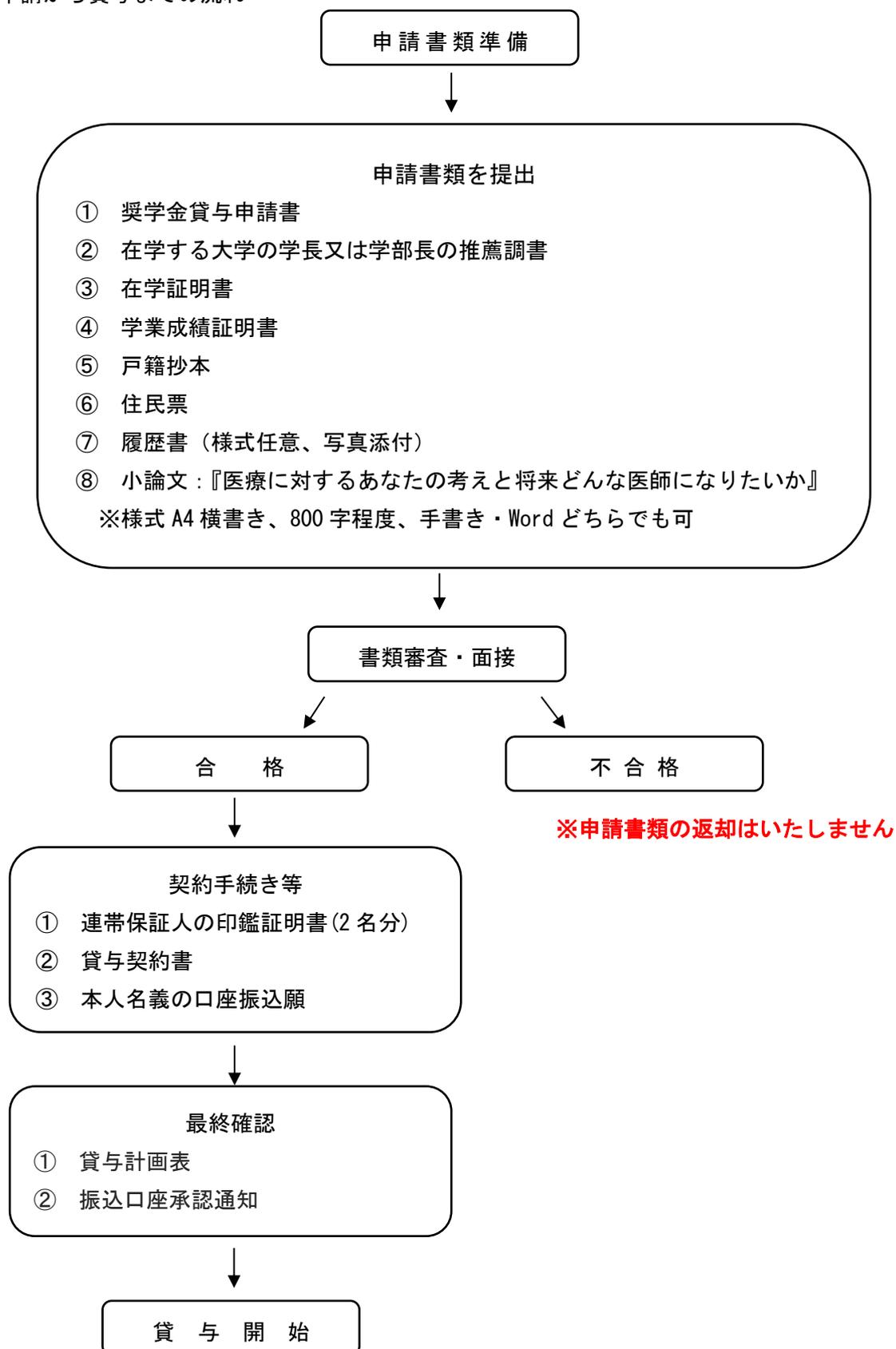
15.問い合わせ先

〒799-1592 愛媛県今治市喜田村 7 丁目 1 番 6 号
社会福祉法人^{恩賜財団}済生会今治病院 臨床研修センター
TEL : 0898-47-2500
FAX : 0898-48-5096
E-Mail : resident@imabari.saiseikai.or.jp



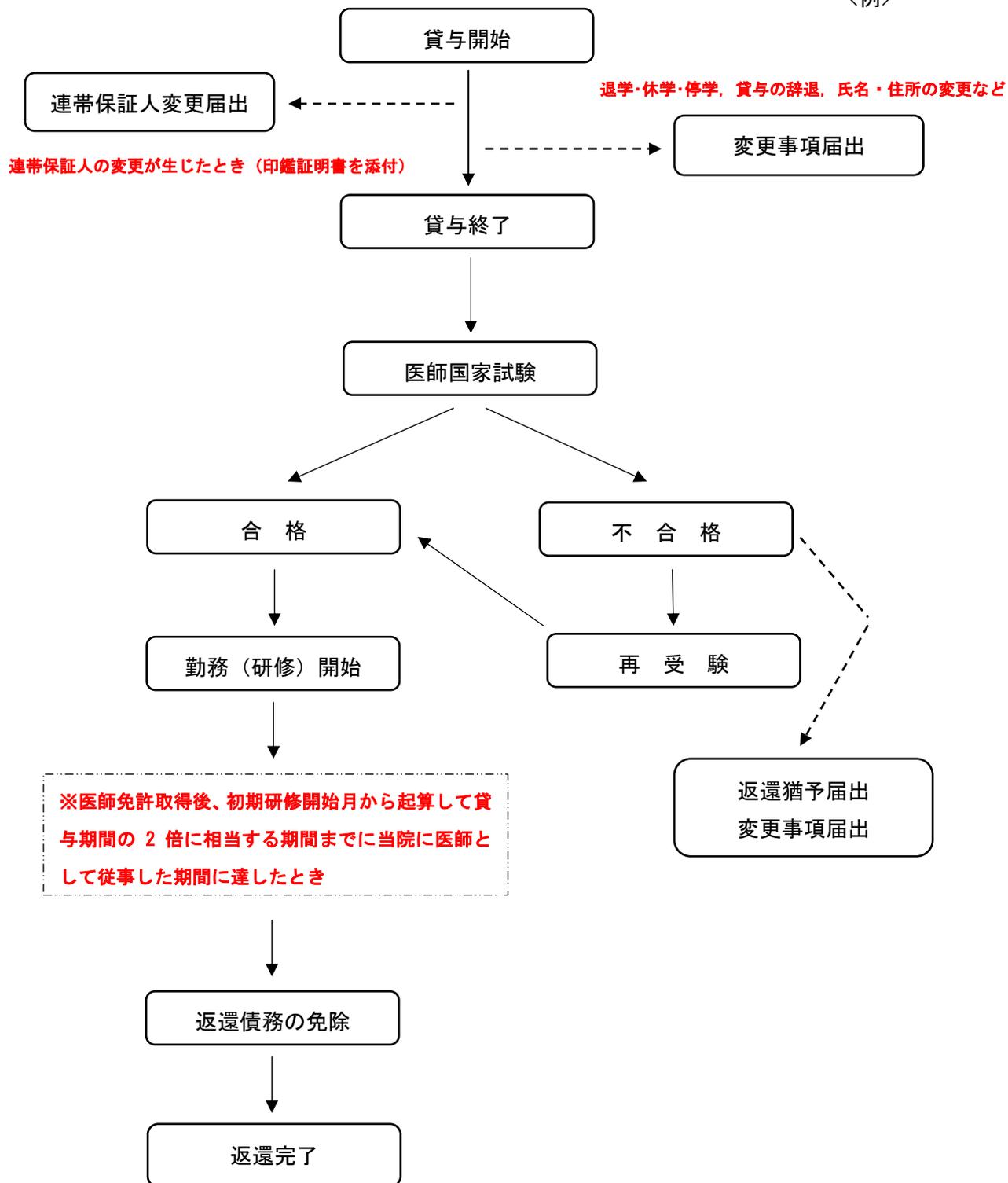
参考資料

申請から貸与までの流れ



貸与開始から返還完了まで

<例>



※医師免許取得後、当院で勤務(研修)を開始しない場合は、一括返還となります。

新人医師応援奨学金制度に関するQ & A

<応募と選考について>

- Q1 貸与の条件に保護者の収入制限はありますか？
A1 保護者の収入に特に制限は設けていません。従ってご両親の所得証明書などの提出は必要ありません。
- Q2 貸与決定はいつごろになりますか？
A2 原則として1ヶ月以内に文書で通知いたします。
- Q3 医学部を受験するので奨学金の事前予約はできますか？
A3 募集枠の上限がありますので残念ながら事前予約はできません。恐れ入りますが、医学部合格後に応募し選考を受けてください。
- Q4 奨学金の貸与決定者が定員に満たなかった場合は、再募集がありますか？
A4 再募集の予定です。再募集の情報は当院ホームページ内の初期臨床研修募集ページにてご確認いただくか、電話・メール等にて直接担当者までお問い合わせください。
- Q5 奨学金はどのように支給されますか？
A5 原則として、毎月、月末に1か月分ずつ指定された口座に振り込みます。但し、必要に応じて数か月分あわせて振り込むこともできます。ご相談ください。
- Q6 大学卒業後、医師国家試験にチャレンジ中の者も応募できますか？
A6 応募できません。但し、医師国家試験へチャレンジする資格のある方は、“医学部既卒者特別奨励金貸与制度”という制度がありますのでご連絡ください。
- Q7 県医師確保奨学金（地域枠）を貸与中の学生も応募できますか？
A7 応募できません。他の医療機関に勤務することにより奨学金の返還が免除されるなど、勤務条件のある同種の奨学金等を受けている方は貸与の対象となりませんのでご容赦ください。

<その他>

- Q8 申請時にどの診療科の医師になるのかを決める必要がありますか？
A8 申請時に決めておく必要はありません。初期臨床研修を修了するまでに決めていただくようになります。



- Q9 済生会今治病院での身分はどのようになりますか？
- A9 初期研修医開始時から済生会今治病院の正規職員として採用します。処遇の内容は当院卒後臨床研修案内（パンフレット）または病院ホームページをご覧ください。
- Q10 応募前に病院を見学したいのですが、見学できますか？
- A10 特別な見学日は設けていませんので、ご連絡をいただければ随時対応させていただきます。見学内容も出来る限り希望に添いたいと思いますので、何か希望がありましたら申込みの際に気軽にお伝えください。
- Q11 奨学生になったら病院実習等ありますか？
- A11 特に病院実習等は予定しておりませんが、可能な範囲で当院や愛媛県済生会病院が開催しているセミナーや交流会などにご参加いただけると奨学生本人が研修医になったときの具体的なイメージが湧くと思いますのでおススメします。（参加は強制ではありません）

平成 31 年 2 月 25 日作成
令和 4 年 11 月 1 日修正

